# 全庁統一的な対応を実現職員個々のスキルに頼らない

東京都 町田市

紹介する。

増加で新たな対策を迫られる一般市民による不当要求の

町田市では、主に暴力団など反社の勢力からの不当要求行為等対策し、平成18年に不当要求行為等対策を設置し、同じ年に不当要求行為等対策を設置し、同じ年に不当要求行為等対策を設置し、同じ年に不当要求行為等対策を設置し、同じ年に不当要求行為等対策をでは、主に暴力団など反社

ところが近年、一般市民による不当要求行為が増加し、新たな対策を追られるようになった。「同じ案件で、複数回にわたり対応を強要する、で、複数回にわたり対応を強要する、さまざまな部署に現れては主張を押し付け長時間居座る、謝罪文を要求する、職員のメンタルヘルス不調を招帯、といった行為により、業務の停む、といった行為により、業務の停む、といった行為により、業務の停む、といった行為により、業務の停む、といった行為により、業務の停む、といった行為により、業務の停む、といった行為により、業務の停む、といった行為により、業務の停む、といった行為により、業務の場所を表して、一般市民による不として、表別では、一般市民による大きにより、

改訂に先立ち実施された職員アンや1トでは「不当要求に対して個人ケートでは「不当要求に対して個人のスキルに頼るのではなく、全庁統一的な対応ができるような対策を講するべき」という意見が寄せられた。職員個々の接遇スキルに頼るだけでは、スキル不足で萎縮しやすい職員アンは、スキル不足で萎縮しやすい職員アンは、スキル不足で萎縮しやすい職員アンという。

の職員に案件が集中し負荷がかかの職員に案件が集中し負荷がかかる。また不当要求行為を行う者は、 及するのに長けている――。浦田さ 及するのに長けている――。浦田さ 人は職員からの声を、こう分析し、 改訂作業にかかった。そして27年7 内、改訂版マニュアルが完成。運用

けた職員に対応させれば、今度はそ

# 不当要求への発展を防ぐ対応を整理し、クレームから

示している点だ(**資料1**)。 庁統一的な対応をすべき」という職員の声が、改訂版マニュアルでもっ とも明確に表れているのが、クレーとも明確に表れているのが、クレー

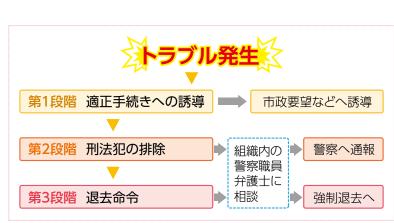
## |第1段階||適正手続きへの誘導

窓口等でトラブルが発生した場合、何よりもまず不当要求行為に発展させないため、第1段階では、市展ではないため、第1段階では、市展がでの「市政要望」をはじめ、可展がでいる。

れる行為をとれば不当要求行為とるが、そうした場合でも、刑法に触貴重な意見が含まれていることもあ一般市民からのクレームの中には、

手続きの紹介・誘導も行う。
まってしまう。市政要望への誘導は、こうした「真っ当な」ものを含め、クレームを不当要求に発展させないクレームを不当要求に発展させないが、一点に基づく処分の求め、不服申立て、請願、住民監査要求、行政手法の提起など、市政要望への誘導は、なってしまう。市政要望への誘導は、なってしまう。市政要望への誘導は、なってしまう。市政要望への誘導は、

誘導を「粘り強く」「繰り返し」行マニュアルでは、適正手続きへの



援体制を発動させる。 うこととしているが、 が出っ そのための隠語も決めてある。 不当要求行為へ発展するおそ てきたら、 後方職員による支 それ マニュアル でも 納 で

場合は ンセル した」 という具合だ。 と窓口対応者に呼びかける。 後の会議をキャンセルしますか? 援の必要性を感じた場合には、 す。 セルしてください」 後方職員に、 し支援を求めない場合は  $\Box$ と答える。 後方職員は、 しておいてもらえますか」 .対応者が支援を要請する場合 遅 「お願いします。 れ て参 「この後の会議をキャ 加します」、 逆に後方職員が支 必ず と答える 会議をキャ 「わかりま 「大丈夫 それに 求め 

する、 弁護 する、 決めておくこととしている。 を列挙し、 窓口対応に加わる、 士 方支援策としてマ 対 (後述) 織内に常駐する警察職員 話を録音する、 普段からその役割 に相談する一 二 上司 状 ユ 淣 ア 分担 をメモ 報告 ル を Þ で

しまう。

### 第2段階 刑法犯の排除

明 蕞 6 後方支援体制を組 かに 中 暴行、 刑法に触れる行為があった 傷害、 んで対応して 器物破損など

> いる。 長、 直 一合は、 接、 管 理 第 職 察に通報することとなって 72段階、 0 判 断 す 当 なわち各所属 |該部署から

> > マニュア

#### 第3段階 退去命令

スで居座り 判断で退去命令を発令する。 刑 法に触れるか否かが微妙なケー が続く場合は、 各所属長

0

## 一職の決断を支える の警察職員と弁護士

らだ。 側 にも明記してある。 こと 交渉 長、 0 n ントとして浦田さんが第一に挙げる 院に不利が |要求に対応せざるを得なくなるか は市としての公式回答となり、 謝罪文を書かされたりすると、 は、 すべての段階を通じて重要なポ 部長級の職員が言質をとら に当たらず、 であり、 万 決裁 な 裁 権者 決定的証拠にもなっ 判に発展 その旨はマニュ 後方支援に徹 管管 決裁権をもつ 理職) す れ ば、 は直接 はする ħ ア 市 そ 不

◀マニュアルは、A4判・

本文30ページ。対応の

流れなど核心部分は前

からだ。 を覚えマニ を持つことの重要性も強調する。 職が優柔不断だと、 浦 田さんはまた、 ユ ア ル が機能しなくなる 管理 部下 職が決断 -が不信

----

や退 定義 きる。 至らなくても、 付 全課に出 る。 総務部 助言を得ることができるという。 なときは、 職 することは十分に想定される。 民に対し強い措置を下すことに躊 た常勤 しかし、それでもいざとなると 去命令発令の基準も明記してあ 員として常勤して (刑法犯排除の判断基準となる その結果、 法務担当課長) 向 0 して 警視庁から市民生活安 弁護士は普段から 今後の対応等につ いる警察職員 警察に通報するに にも相談で いる弁護 ハや任期 そ

ルには、 不当 要求 行為 題につ 50 11 人 につながっているという。 較的 る る点だ で気軽に を 0) 0 始 同 その 早 件 ゎ 市 13

訂版マニュアルのもう (資料2)。 かりやすさ」 に配慮 つ 0) L 特

半14ページにコンパク トにまとめられる。 たは、基本的対応手順を示したページ。イラストが多用された図解で、ひと目で手順が理 解できる 長時間の交渉を打ち切りたい。切り出し方は? 1 世界行為が発生したら変なに登版(1108 ▶後半16ページは、資料 編として、不当要求行 為に関し刑事上・民事 上で適用される法律や ケース別対応例などが 右は、長時間の交渉を 打ち切りたいケース での対応を、フロー チャートでわかりやす

■ 資料2 「わかりやすさ」に配慮したマニュアル

ろづ行政 できることは、 行為に限らず、 めている。 法律 て職員からの に上るという。 数は、 相談でき、 時期に任期 役 相 所 職員の 談 で 職員数約 市 さまざまな法律 と称 0 年 迅速な対応 顧問 大きな安心 付 相談を受け 間 弁護 町 Ļ |弁護士に 田 3 0 不当 士の 市 0 で 0 問

, く示したもの

掲載される。

章も簡潔で、イラストも多用し、 てあったな』と頭に浮 と目でわかるようにまとめてありま せなくても、 緊急時に、たとえすべて思い出 その配慮についてこう語る。 そんなつくりになっていま 担当課長 『ああいうことが書い の廣 かんでくる 瀬典久さん 文 ひ

#### **美際の対応を検証** 報告書」を基に

効性のあるものとする取り組みも実 マニュアル の運 用をより実

現場

副市長への報告

報告書」(資料3)だ。報告書は、 課へ提出する「不当要求行為等対応 ることもあるという。 施している。 全職員が閲覧できる。前述した警察 全庁のファイルサーバにアップされ、 の った場合、 通報の判断材料として活用され 担当者が記入し、 実際に不当要求行為が 総務

アルどおりに対応できたか」を検証 民病院も加えた部長職23人で構成 さらに年に1回、 集まった報告書を基に「マニュ 市長部局に、 対策本部は、 副市長をトッ 対策本部が開 行政委員会等と か

> 7 される。まさに全庁的な検証となる。 いないが、 対策本部の開催時期は、 なぜか春先に集中するので 毎年5月ごろに開催す 問題意識が高まった 「不当要求 特に決め

だった。 減っていき、 為があった。 査では、 しかしその数は改訂後、 年間58件の 昨 年度はわずか7件

不当要求行為等対応報告書

2015. 10. 13

2個目以上

権数人で対応

0

警察に通報

经務部 经费贷

町田 まちこ

不明(50代男性)

東庁

0

9.9

0

0

退去警告

0

た。 プの男性が興奮して、対応職員のネームブレートを揺む等の行為があったこと 接明が関じ内容の接り返しになっていたため、総務係長が17、65に退去警告を 接護長がフロテ管職者に機能のよ、相手の男性に17:20に退去命令を出したが、 いため、警察に通報し、17:45分に警察官が到着し、警察官に付き追われて退

総務課の窓口に未介し、総務課の責務の○○について質問を受ける。 説明したが納得してもらえず、相手の男性が、窓口で「課長を出せ。 と大きな声を出してカウンターで展産、たまた、対応した職員に対 レートを描む等の行為があったため、過去警告、過去命令、警察への

した。 翌日、総務課長、総務部長が副市長に対応内容の報告を行った。

不当要求行為等対応報告書(記入例入り)

(16:00~17:30)

電話

上司に報告

0

0

退去命令

0

所管課

対応者

発生目時 (対応時間)

相手方 (氏名等分から教育

受付方法 (該当する項目全てII

対応方法 (禁助する項目全てに

対応内容

■ 資料3

浦田さんは最後に、そう結んだ。

新規

0

有政事望で受付

法務役当課長 (法制課) に報節

問語による 庁内製造

向かって右から、総務部法制課長の浦田博之さん、 総務 課担当課長の廣瀬典久さん、総務課担当係長の佐々木康 子さん。浦田さんは勤務の傍ら、法科大学院を修了。専 門的な法律知識を身に付けた

た調 マニュアルは 時期に開催しています」と語る。 皆の危機意識、 行為は、 んはその理由について、 する総務課担当係長の佐々木康子さ ることが多い。報告書の運用を担当 3冊目に読む本. マニュアル改訂前 0) 26年に実施し 不当要求行

細なトラブルでも、 とでも言うべき問題も出てきた。 スもわずかながらあるというのだ。 してカウントされている)。 求と決めつけ対応しようとするケー ただし、 マニュアルの 最初から不当要 副 作 用 贮

る本を読み、 にていねいな接遇と、市民にとっ アルが整備されても、これまで以 ている。 3冊目に読む本」と位置づけら らり良いサービスを提供できる仕事 仕 マニュアルは、市民対応に行き詰 方を追求していくことが課題で まず接遇と仕事の仕方に関す そのことを踏まえ、 自らを省みたうえで、 「マニュ